

一般社団法人日本カバディ協会

強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフの選考等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）の日本代表チームがアジア競技大会や、国際大会において、メダル獲得や上位入賞を目指すため、技術、能力、資質等に優れた選手を強化指定選手として選考し、世界で勝てるチームを構成することを目的とする。

(選手の選考)

- 第2条 強化指定選手の選考は、毎年12月に本協会強化委員会部がリストアップする。また国際大会に合わせ日本代表選手を選考し、理事会にて決定するものとする。
- 2 本協会主催の全日本選手権大会を強化指定選手選考会の位置づけとし、またその他本協会主催大会を参考大会として選考出来るものとする。
 - 3 選考対象大会以外にも本協会監督又はコーチ者推薦として挙げられた選手に関しては、代表候補練習や合宿に参加することが認められ、評価を受けることが出来るものとする。

(日本代表コーチングスタッフの選考)

- 第3条 日本代表チームのコーチングスタッフは理事会に於いて決定する。
- 2 代表チームには監督（ヘッドコーチ）、コーチ、アシスタントコーチ、トレーナーを配置するほか、必要に応じてスタッフを追加することが出来る。

(選手選考基準)

- 第4条 強化指定選手並びに日本代表選手は、本協会の日本国籍がある登録選手であることとする。
- 2 代表練習や合宿の中で選手のパフォーマンス（スキル、フィジカル、メンタル、コミュニケーション、ポジション等）能力を代表チーム監督が評価を行い、本協会強化部にて審議し、理事会にて最終決定とする。

(肖像権)

第5条 強化指定選手並びに日本代表選手の肖像権は本協会に帰属する。

(強化指定選手・日本代表選手の取消)

第6条 強化指定選手並びに日本代表選手が以下に該当する場合、本協会は強化指定、日本代表を取り消すことができる。

- (1) 本人もしくは保護者から本協会に対して辞退の申し入れがあった場合
- (2) 競技をするうえで、健康上に問題があった場合
- (3) 本協会の行動規範、ドーピング防止規程に違反があった場合
- (4) 強化指定選手並びに日本代表選手として相応しくない言動があった場合

(遵守事項)

第7条 強化指定選手、日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフは下記の内容を遵守しなければならない。また、遵守出来ない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国際大会への参加
- (3) 指定された本協会主催事業等への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康等、医学的状況変化の報告
- (6) 指定された書式の診断書の提出、服用薬、健康状況の報告
- (7) 公益財団法人日本アンチドーピング機構のアンチドーピング規程の遵守
- (8) 法令及び本協会各種規程の遵守

(費用負担)

第8条 強化指定選手は、保険料（年間1,000円程度）を負担する。また、必要に応じて、合宿参加費及び国際大会参加費の一部を負担する。ただし、その負担の有無及び金額については、本協会の財政状況、助成の有無及び寄附等の状況を勘案し、その都度、理事会で定める。

(規格外事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、本協会強化部で決定する。

(不服申し立て)

第10条 選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁にて解決されるものとする

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2022年4月28日から施行する。